

熊本市公会堂条例の全部改正について

熊本市公会堂条例の全部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市川尻公会堂条例

熊本市公会堂条例（昭和25年条例第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の会議、会合、催物等の利用に供するとともに、住民の地域づくり活動を推進することにより地域社会のふれあいと連帯を図り、もって市民の福祉の向上に資するため、熊本市川尻公会堂（以下「公会堂」という。）を設置する。

（位置）

第2条 公会堂の位置は、熊本市南区川尻4丁目8番25号とする。

（用途）

第3条 公会堂は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業の用途に供するものとする。

- (1) 会議、会合、催物等のための施設の提供に関すること。
- (2) 地域住民組織、市民活動団体等の地域づくり活動の促進に関すること。
- (3) 給食サービス、健康増進事業等の地域福祉活動の促進に関すること。
- (4) 趣味、教養等生きがいを高めるための活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公会堂の設置目的を達成するため必要があると認

める事業

（使用許可）

第4条 公会堂の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者

は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。

（使用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公会堂の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 公会堂の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。

（使用許可の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第7条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他不可抗力により、使用を中止するとき又は使用することができないとき。

(2) 使用者が使用開始前に使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

(3) 市長が管理上の必要により使用許可を取り消し、又は使用の停止を命じたとき。

(4) 第20条の規定に基づく利用料金の額が既納の使用料の額を下回ったとき。

(入館の禁止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を禁止し、又は公会堂からの退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者

(2) 公会堂の秩序を乱すと認められる者

(施設等の変更の禁止)

第10条 使用者は、施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に施設等を使用してはならない。

2 使用者は、施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(保安の責任)

第12条 使用者は、使用期間中の入場者の整理その他公会堂の保安に関する責任を負うものとする。

(公会堂の職員の指示等)

第13条 使用者は、施設等の使用に当たっては、公会堂の職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に公会堂の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければ

ならない。第6条第1項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止の命令があったときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 施設等を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第16条 公会堂の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公会堂の管理を行うために規則で定める基準に従い組織された地域の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第17条 前条に規定する団体が同条の規定による指定を受けようとするときは、指定の申請書及び公会堂の事業計画書その他規則で定める書類を提出し、市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議に当たっては、市長は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

(1) 公会堂の運営が、住民の平等利用を確保することができること。

(2) その事業計画書の内容が、公会堂の効用を十分に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、第1項の規定による協議が調った場合は、議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、公会堂の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第19条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務

(2) 公会堂の維持管理に関する業務

(3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、公会堂の管理運営上市長が必要と認める業務  
(利用料金)

第20条 指定管理者は、施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受することができる。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第7条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る施設等の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、規則で定める場合は、後納とすることができる。

5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減免することができる。

6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(協定の締結)

第21条 指定管理者の指定を受けるものは、市と公会堂の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第22条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第23条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例(平成13年条例第43号)第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、公会堂の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則

で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

#### 別表第1（第7条、第20条関係）

##### 施設使用料

| 使用時間<br>区分<br>施設名 | 午前         | 午後           | 夜間            | 延長・繰上げ     |              |
|-------------------|------------|--------------|---------------|------------|--------------|
|                   | 午前9時から正午まで | 午後1時から午後5時まで | 午後6時から午後10時まで | 正午から午後1時まで | 午後5時から午後6時まで |
| 和室                | 400円       | 500円         | 500円          | 120円       | 120円         |
| 調理室               | 1,000円     | 1,200円       | 1,200円        | 300円       | 300円         |
| 大広間               | 1,800円     | 2,000円       | 2,000円        | 500円       | 500円         |

##### 備考

- 1 使用者が物品の販売等営業行為とみなされる目的で使用する場合又は入場料その他これに類するものを徴収する場合は、使用料の2倍に相当する額を加算する。
- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ適用し、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。
- 3 市長が特に認める場合で、午後10時から翌朝午前9時までの間における使用料は、1時間につき夜間の使用時間区分における使用料の3割とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

別表第2（第7条、第20条関係）

附属設備使用料

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

| 区分    | 単位            | 使用料    |
|-------|---------------|--------|
| 器具類   | 1時間につき        | 1,000円 |
| 冷暖房設備 | 1台につき1時間までごとに | 100円   |

（提出理由）

川尻公会堂において住民の地域づくり活動の推進を図るとともに、指定管理者制度の導入をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。